

利 用 上 の 注 意

商業統計調査は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第 23 号）であり、商業統計調査規則（昭和 27 年通商産業省令第 60 号）によって実施されている。なお、商業統計調査は平成 9 年以降の調査から 5 年毎に実施し、その中間年（調査の 2 年後）に簡易な調査を実施することとしている。今回は第 2 回目の簡易調査であり、総務省所管の「事業所・企業統計調査」及び「サービス業基本調査」との同時調査により実施した。

この統計表は、平成 16 年 6 月 1 日現在で実施した商業統計調査結果のうち、小売業を営む事業所について業態区分の定義（別表）により再集計したものである。

1. 業態分類の定義

業態分類の定義は、別表「業態分類の定義」のとおりである。

2. 主な用語の説明

(1) 事業所（商業事業所（小売））

一定の場所で、主として個人消費又は家庭消費の商品を販売する事業所をいう。

事業所には次のものが含まれる。

個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所

産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所

商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業（大分類 Q - サービス業（他に分類されないもの））とする。この場合、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。

製造小売事業所（自店で製造した商品をもその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）

例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。

ガソリンスタンド

主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店で他の事業所によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

(2) 単独事業所

他の場所に同一経営の本店、支店、支社、営業所などを持たない事業所（1 企業 1 事業所）をいう。

(3) 本店

他の場所に同一経営の支店、支社、営業所などがあって、それらのすべてを統括している事業所をいう。

また、本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「本店」とし、他の事業所は「支店」とする。

なお、従来、販売事業所としての支店、支社、営業所などの事業所をもっている場合に本店とし、販売事業所を持たない本店は、「単独事業所」としていた。

(4) 支店

他の場所にある本店などの統括を受けている事業所をいい、支店、支社の名称をもつ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商品の売買を主として行っている事業所を含む。また、上位の本店などの統括を受ける一方、下位の事業所を統括している中間的な地域本店なども支店とする。

* 本店、支店の関係

親会社と子会社は、それぞれ独立した企業であり、本店・支店の関係ではない。

「チェーン店」の事業所は、その経営者が本部の経営者と異なれば（フランチャイズ店）「単独店」若しくは「本店」とする。

米穀小売業などの中小企業等協同組合法に基づく企業組合の場合は、その本部が「本店」、個々の組合員の事業所は「支店」となる。

(5) 開設時期

従来、当該事業所が商業を営むことを開始した時期としていたが、平成 16 年調査においては、当該事業所の事業内容に関わらず事業所を開設した時期とする。

(6) 従業者及び就業者

平成 16 年 6 月 1 日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。従業者とは「個人業主」、「無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「派遣・下請受入者」を併せ「従業者・臨時雇用者のうち派遣・下請出向者」を除いたものをいう。

「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいう。

「無給の家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。

「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいう。

「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイト等」と呼ばれている者で、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 期間を定めずに雇用されている者

イ 1 か月を超える期間を定めて雇用されている者

ウ ア、イ以外の雇用者のうち、平成 16 年の 4 月、5 月のそれぞれの月に 18 日以上雇用された者

「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で 1 か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

「派遣・下請受入者」とは、他の会社など別経営の事業所から派遣されている者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所から来て業務に従事している者をいう。

「従業者・臨時雇用者のうち派遣・下請出向者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、他の会社など別経営の事業所へ派遣している者又は下請として他の会社など別経営の事業所の業務に従事している者をいう。

(7) 年間商品販売額

平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの 1 年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。

(8) その他の収入額

平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの 1 年間の販売商品に関する修理料、仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商品販売額以外の事業による収入額を合計したもので、消費税額を含む。

(9) セルフサービス方式

「セルフサービス方式」とは、商品が無包装、あるいはプリパッケージされ、値段が付けられていること、備え付けの買物カゴ、ショッピングカートなどで客が自由に商品を取り集められる形式、売場の出

口などに設けられた勘定場で客が一括して代金の支払いを行う形式、の三つの条件を兼ね備えている場合をいう。

「セルフサービス方式採用」の事業所とは、上記条件による販売を売場面積の 50 %以上で行っている事業所をいう。

(10) 売場面積

平成 16 年 6 月 1 日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場（植木、石材など）、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫、他に貸している店舗（テナント）分等は除く）をいう。

ただし、牛乳小売業、自動車小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド及び新聞小売業の事業所並びに訪問販売、通信・カタログ販売等で売場面積の無い事業所は調査をしていない。

(11) 営業時間

平成 16 年 6 月 1 日現在での営業時間をいい、1 時間未満の営業時間は切り捨てとする。

なお、調査日が休業及び特別セール等で通常と異なる場合は、調査日に近い通常の営業時間としている。

ただし、牛乳小売業、新聞小売業の事業所は調査をしていない。

3. 記号及び注記

- (1) 本文中及び統計表中の「-」は該当数値なし、「0」及び「0.0」は四捨五入による単位未満、「」は数値がマイナスであることを表している。「」は 1 又は 2 の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であるが、3 以上の事業所に関する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿している。
- (2) 集計結果については、四捨五入の関係で積み上げた数値とその合計値は必ずしも一致しない。
- (3) 統計表表頭中の「不詳」は、当該項目について調査していないことを表している。
- (4) 統計表表頭中の「個人事業所」には、「法人でない団体」を含めている。
- (5) 「就業者 1 人当たり年間商品販売額」の就業者とは、「従業者数」に「臨時雇用者数」及び「派遣・下請受入者数」を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち派遣・下請出向者数」を除いた計である。
- (6) 「売場面積 1 m²当たり年間商品販売額」は、売場面積を持つ事業所についてのみ算出している。
- (7) 本冊子に掲載された数値を他に転載する場合は、「経済産業省経済産業政策局調査統計部 平成 16 年商業統計表 業態別統計編（小売業）」による旨を明記されたい。

4. その他

平成 16 年調査は簡易調査のため、産業を格付けるための商品分類を、本調査の 5 桁分類から 3 桁分類へと大括りにし、さらに取扱商品についても年間商品販売額の上位 3 品目の調査としている。このことから、一部の事業所については、本調査における産業格付けとは異なる（詳細については、「平成 16 年商業統計表 利用上の注意」中、事業所の産業の決定方法(2)特殊な方法を参照。）。

5. 問い合わせ先

この統計表についての照会は、下記までお願いします。

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目 3 番 1 号
経済産業省経済産業政策局調査統計部産業統計室
電話（03）3501-0386（ダイヤルイン）

本書に記載されている主な内容は経済産業省のホームページにも掲載されています。

統計アクセス用 URL <http://www.meti.go.jp/statistics/>

業 態 分 類 の 定 義

別 表

区 分	セルフ方式 (注1)	取 扱 商 品 (注2)	売 場 面 積	営業時間	備 考
1 百貨店					「1百貨店」及び「2総合スーパー」は、産業分類「551百貨店、総合スーパー」に格付けされた事業所である。 「551百貨店、総合スーパー」とは、衣、食、住にわたる各種商品を小売りし、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所で、従業員が50人以上の事業所をいう。
1 大型百貨店	×		3000㎡以上（都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上）		
2 その他の百貨店			3000㎡未満（都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満）		
2 総合スーパー					
1 大型総合スーパー			3000㎡以上（都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上）		
2 中型総合スーパー			3000㎡未満（都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満）		
3 専門スーパー					
1 衣料品スーパー		衣が70%以上	250㎡以上		
2 食料品スーパー		食が70%以上			
3 住関連スーパー		住が70%以上			
うちホームセンター	住関連スーパーのうち59E+602が0%を超え70%未満				
4 コンビニエンスストア		飲食料品を扱っていること	30㎡以上 250㎡未満	14時間以上	産業分類「57Dコンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」以外も含む。
うち終日営業店				終日営業	
5 ドラッグストア		産業分類「601」に格付けされた事業所であって60Gを扱っていること			
6 その他スーパー					2, 3, 4, 5以外のセルフ店
うち各種商品取扱店(注3)					
7 専門店					
1 衣料品専門店	×	561,562,563,564,569のいずれかが90%以上			
2 食料品専門店		572,573,574,575,576,577,57C,57A,57Bのいずれかが90%以上			
3 住関連専門店		58A,58D,58B,58C,582,591,592,599,601,602,603,604,605,606,607,60P,60D,60E,60Fのいずれかが90%以上			
8 中心店					7に該当する小売店を除く。
1 衣料品中心店	×	衣が50%以上			
2 食料品中心店		食が50%以上			
3 住関連中心店		住が50%以上			
9 その他の小売店					1, 7, 8以外の非セルフ店
うち各種商品取扱店(注3)	×				

(注1) 「セルフ方式」とは、売場面積の50%以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいう。

(注2) 「取扱商品」の3桁の番号は、日本標準産業分類の分類番号に準拠している。また、「衣」、「食」、「住」とは、商品分類番号の上位2桁で衣(56)、食(57)、住(58~60)に分類して集計したものをいう。

(注3) 「各種商品取扱店」とは「559 その他の各種商品小売業」に格付けされ、かつ、コンビニエンスストアの定義に該当しない事業所であって、「6 その他のスーパー」はセルフサービス方式を採用している事業所、「9 その他の小売店」はセルフサービス方式を採用していない事業所をいう。